第二十九条中「若しくは製造業者」の下に「、法第十三条の二の二第一項の登録を受けた者」を、「受けた医薬品等外国製造業者」の下に「、法第十三条の三の二第一項の登録を受けた医薬品等外国製造業者、基準確認証（法第十四条の二第三項（法第二十三条の二十五の二において準用する場合を含む。）の基準確認証をいう。第四号において同じ。）の交付を受けた者」を、「第十二条第三項」の下に「、第十六条の四第三項」を、「第十八条の二第三項」の下に「、第十八条の八第三項、第二十六条の四第三項」を加え、「又は第四十三条の十八第三項」を「、第四十三条の十八第三項又は第四十三条の三十一第三項」に改め、同条第三号中「ハまで」を「へまで」に改め、同号中ハをへとし、ロをホとし、同号イ中「ハ」を「ヘ」に改め、同号中イをニとし、その前に次のように加える。

イ　医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録証（ハに掲げるものを除く。）　一万九千七百円

ロ　専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録証（ハに掲げるものを除く。）　四千五百円

ハ　専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医薬部外品に係る医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録証　三千百円

第二十九条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　基準確認証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は再生医療等製品に係るものに限る。）の書換え交付　三千百円

第三十条中「第十三条第三項」の下に「、第十六条の五第三項」を、「第十八条の三第三項」の下に「、第十八条の九第三項、第二十六条の五第三項」を加え、「又は第四十三条の十九第三項」を「、第四十三条の十九第三項又は第四十三条の三十二第三項」に改め、同条第三号中「ハまで」を「へまで」に改め、同号ハ中「前条第三号ハ」を「前条第三号へ」に改め、同号中ロをホとし、同号イ中「前条第三号イ」を「前条第三号ニ」に改め、同号中イをニとし、その前に次のように加える。

イ　前条第三号イに掲げる登録証　一万九千七百円

ロ　前条第三号ロに掲げる登録証　四千五百円

ハ　前条第三号ハに掲げる登録証　三千百円

第三十条第四号中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　前条第四号に規定する基準確認証の再交付　三千百円

第三十一条第一項中「第十三条第五項（同条第七項）」を「第十三条第七項（同条第九項）」に改め、同項第一号中「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第十三条第五項（」を「第十三条第七項（」に、「第十三条第七項において準用する場合」を「第十三条第九項において準用する場合」に改め、同項第一号中「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に、「第十三条第四項」に、「第十三条第八項」に、「第十三条第七項」を「第十三条第九項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第三十二条の見出し中「医薬品等審査等」を「医薬品等に係る審査及び調査」に改め、同条第一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項第二号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同条第二項及び第四項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同条第五項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「同条第十五項」に、「の規定による」を「又は第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同号イ(1)中「九十六万千百円」を「九十万八千百円」に改め、同号イ(2)中「百二十一万八千五百円」を「百万八千七百円」に改め、同号ロ(1)中「九十六万千四百円」を「百十五万千四百円」に改め、同号ロ(2)中「百三十四万七千百円」を「百二十七万二千九百円」に改め、同号ハ中「又はロ」を「及びロ」に改め、同号ハ(1)中「六十六万九千四百円」を「六十三万二千五百円」に改め、同号ハ(2)中「八十四万三千二百円」を「七十九万六千七百円」に改め、同号ニ(1)中「四十八万六千円」を「四十五万九千二百円」に改め、同号ニ(2)中「六十一万二千三百円」を「五十七万八千五百円」に改め、同項第二号中「第十三項」を「第十五項」に、「又はロ」を「からニまで」に改め、同号イ中「調査」の下に「（ロに掲げるものを除く。）」を加え、「九万千九百円」を「八万六千八百円」に改め、同号ロ中「調査」の下に「（ニに掲げるものを除く。）」を加え、「十二万二千二百円」を「十一万五千三百円」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　法第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所についての調査　四万三千四百円

第三十二条第五項第二号に次のように加える。

ニ　法第十三条の三の二第一項の登録を受けた製造所についての調査　五万七千六百円

第三十二条第五項第三号中「又は医薬部外品についての調査」を「若しくは医薬部外品についての調査又は法第十四条第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」に改め、同号イ(1)中「九十一万七千百円」を「八十六万六千五百円」に改め、同号イ(2)中「百十七万四千五百円」を「百十万九千八百円」に改め、同号ロ(1)中「六十五万千五百円」を「六十一万五千六百円」に改め、同号ロ(2)中「八十二万五千三百円」を「七十七万九千八百円」に改め、同号ハ(1)中「四十七万二千三百円」を「四十四万六千二百円」に改め、同号ハ(2)中「五十九万八千六百円」を「五十六万五千六百円」に改め、同号ニ中「又は(2)」を「から(4)まで」に改め、同号ニ(1)中「の調査」の下に「(2)に掲げるものを除く。）」を加え、「三十八万二千七百円」を「三十六万千六百円」に改め、同号ニ(2)中「の調査」の下に「(4)に掲げるものを除く。）」を加え、「四十九万七千六百円」を「四十七万百円」に改め、同号ニ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　法第十三条の二の二第一項の登録を受けた製造所についての調査　十八万八百円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

第三十二条第五項第三号ニに次のように加える。

(4)　法第十三条の三の二第一項の登録を受けた製造所についての調査　二十三万五千円に、九千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

第三十二条第六項中「及び次項」を「から第八項まで」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同号イ中「九万千九百円」を「八万六千八百円」に改め、同号ロ中「十二万二千二百円」を「十一万五千三百円」に改め、同項第二号中「又は医薬部外品についての調査」を「若しくは医薬部外品についての調査又は法第十四条第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」に改め、同号イ中「三十八万二千七百円」を「三十六万千六百円」に改め、同号ロ中「四十九万七千六百円」を「四十七万百円」に改め、同条第七項中「外国にある」を削り、「機構職員の旅費相当額」を「次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国内にある製造所又は施設についての調査　二十三万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

二　外国にある製造所又は施設についての調査　次に掲げる額の合計額

イ　機構職員の旅費相当額

ロ　二十万円に、機構職員の旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

第三十二条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十五項」に改め、「第八十条第一項」と」の下に「「調査又は法第十四条第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の医薬品若しくは医薬部外品についての調査」とあるのは「調査」と」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「第十四条第十一項（同条第十三項）」を「第十四条第十五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。